

○基本手当受給中に就労等を行った場合

- 前の会社を自己都合で退職したため、給付制限期間が2か月あるのですが、給付制限期間中にアルバイト・パート等をしてもよいのでしょうか。

給付制限期間中にアルバイト・パート等した場合、初回認定日及び給付制限期間があけた最初の認定日で提出する失業認定申告書に、収入の有無にかかわらず、アルバイト・パート等した日等を正確に申告してください。

なお、給付制限期間中に、雇用保険の一般被保険者となる条件（原則、週の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上雇用見込みあり）で働く場合は、就職の手続きが必要となります。また、早期に再就職した際には、再就職手当の支給を受けられる場合がありますので、住居所を管轄するハローワークへご相談ください。

- 雇用保険（基本手当）を受給中（給付制限期間中も含む。）に、アルバイト・パート等をしたのですが、失業認定申告書への記載が必要でしょうか。

仕事をした日は雇用保険（基本手当）の支給対象とならなかったり、収入額により減額される場合がありますので、必ず失業認定申告書に記載の上、申告が必要です。

なお、申告をせずに、雇用保険（基本手当）を受給した場合は不正受給となり、以降の雇用保険（基本手当）の支給が停止するとともに、不正に受給した額の3倍の額の納付を命じられる場合があります。